

郡山市成年後見制度に係る審判請求に関する要綱

令和6年3月29日制定

[保健福祉部地域包括ケア推進課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき市長が行う審判の請求（以下「審判請求」という。）に関する手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において審判請求とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判の請求
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判の請求
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意を要する旨の審判の請求
- (4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判の請求
- (5) 民法第17条第1項に規定する補助人の同意を要する旨の審判の請求
- (6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判の請求
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判の請求

(審判請求の対象者)

第3条 審判請求が必要と認められる者（以下「対象者」という。）とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認知症、知的障がい、精神疾患等を要因とする精神上の障がいにより、判断能力に支障がある者
- (2) 居住地に関して、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 市内に住所又は居所のある者（法令等により他の地方公共団体が援護の実施者である者を除く。）
 - イ 市外に住所又は居所のある者のうち、法令等により本市が援護の実施者である者
 - ウ その他対象者の福祉を図るため、特に市長が必要と認める者
- (3) 対象者の配偶者又は2親等内の親族（以下「親族等」という。）がいないこと、又は親族等による対象者の保護が期待できること。

(審判請求)

第4条 市長は、対象者に関し速やかに次に掲げる事項を調査し、総合的に勘案して審判請求の必要性を判定し、必要があると認められるときは、審判請求を家庭裁判所に対し行うものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度

- (2) 対象者の配偶者又は親族等の有無及び親族等による本人保護の可能性
- (3) 対象者又は親族等の審判請求を行う意思の有無
- (4) 国、地方公共団体その他の関係機関が行う各種施策の活用による対象者に対する支援策の効果
- (5) 任意後見受任者等の有無
- (6) 対象者の資産及び収入の状況
- (7) その他審判請求に必要な事項
(審判請求の費用負担)

第5条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）を負担する。ただし、市長は、対象者に審判費用を負担する資力があると認めるときは、家庭裁判所に対し、同条第2項の規定による対象者に対する審判費用の負担の命令の申立てを行うものとする。

- 2 市長は、前項の申立てにより求償権を得たときは、対象者の成年後見人、保佐人又は補助人を通じ、対象者に対して審判費用を求償するものとする。
(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に、廃止前の郡山市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成14年8月1日制定）の規定によりなされた審判請求に関する手続は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。